

女性起業家交流会 in HOKURIKU イベント会計規約

1. (目的)
当規約は、女性起業家交流会 in HOKURIKU (以下当会) のイベント開催時における会計業務についての細則を定めることを目的とする。
 2. (構成)
イベント会計は、イベントごとに設置する。イベント会計担当 (1名)、イベント会計補佐 (1名以上) で構成されるものとする
 3. (予算)
イベント会計は、イベント開催の1ヶ月前までに予算案を会計委員会まで提出し、同2週間前までに代表・及び各委員長の承認を得るものとする。
 4. (支出)
イベント開催にあたり、支出がある場合、イベント収支報告書にて相殺する。
イベント以外での支出は、支払伺い書の提出より支給する。
手土産等の費用は1,500円を上限支給する。
- (決算)
イベント会計は、イベント終了後2週間以内に決算報告し、同1ヶ月以内に代表・及び各委員長の承認を得るものとする。

附則

この規約は、平成21年5月1日より実施する。

この規約は、平成23年5月1日一部改正の上、実施する。

この規約は、平成24年4月24日一部改正の上、実施する。